明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（**総務**五五）　一

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**国家公安委**四〇）　三

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**三）　四

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一七九）　五

〔官庁報告〕

産　業

日本産業規格（文部科学省、文部科学省・経済産業省、厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　五

国家試験

令和元年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一五

裁判所

破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等

平成三十事業年度財務諸表（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・日本司法支援センター）、地方競馬全国協会平成三十事業年度決算等、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　一七

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一〇三

会社その他

会社決算公告　一〇五

省　令

○総務省令第五十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の二の項の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二十五日

総務大臣　高市　早苗